

# 『東扇島堀込部土地造成事業における護岸工事』（川崎港） についてのお知らせ



東扇島堀込部(川崎港)において、海面埋立による土地造成を行うために、護岸工事を行います。付近を航行する船舶は十分にご注意のうえ、ご協力をお願いします。

## 1. 工事期間

平成30年7月2日から当分の間

※全体工事期間:平成36年度まで(予定)

## 2. 工事区域(右記)

①:平成30年7月2日～8月31日

②:平成30年9月1日～当分の間

※調整状況により変動有り。

## 3. 主な工事内容

護岸工事

- 地盤改良工
- 井筒式鋼管矢板工
- 基礎工
- ケーソン据付工
- 裏込工
- 上部工ほか

※使用船舶

- 地盤改良船、スパッド台船、ガット船
- 起重機船、潜水土船、揚錨船ほか

## 4. 工事区域の警戒船

(1)配備期間

24時間、1隻、配備します。(当分の間)

(2)その他

- ・警戒船は、「警戒船」表示と吹流しを掲げます。(図-2)
- ・警戒船は、航行安全についての注意喚起を行うことがありますので、ご協力ください。

## 5. その他

(1)工事安全管理について

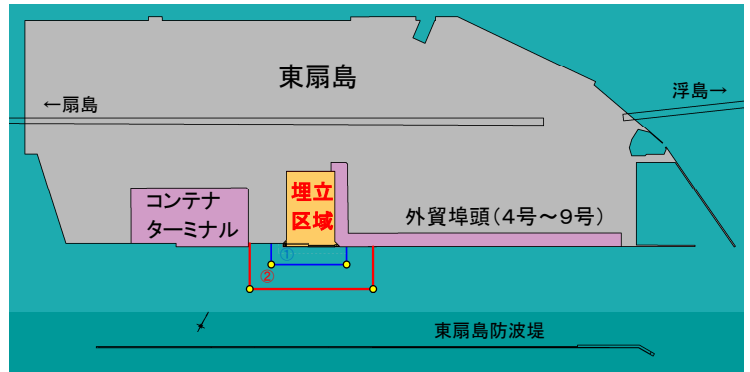
当事業については、東扇島堀込部工事安全管理委託(東扇島堀込部工事安全管理事務所)にて一元管理を行います。

(2)東扇島堀込部工事安全管理事務所の業務体制

24時間体制で工事用船舶の運航調整・情報管理・警戒管理(警戒船)などを行います。

(3)工事用船舶は「図-3」の旗を掲げます。

(図-1)全体平面図、詳細平面図



(詳細平面図)

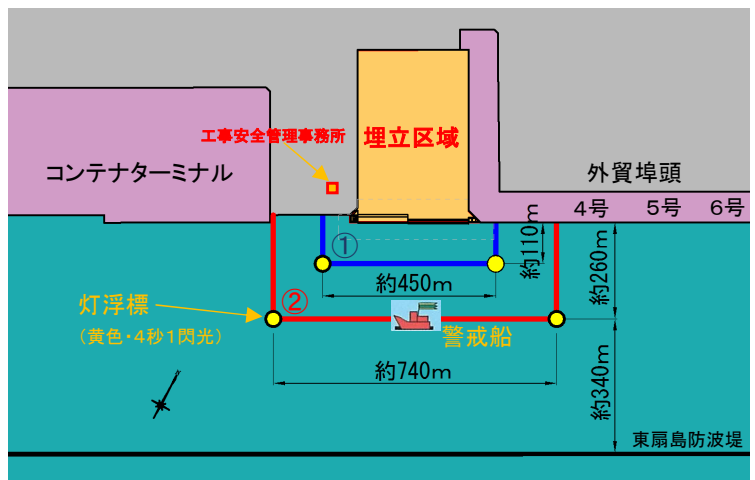


図-2 警戒船の標識

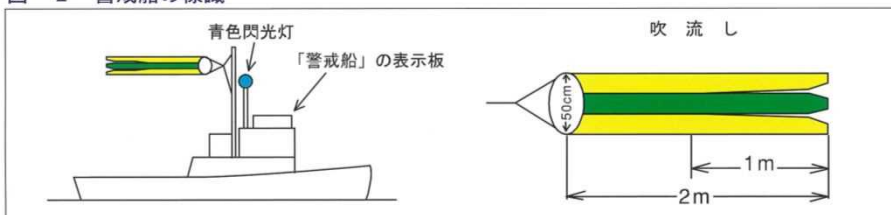


図-3 標識旗



〈問い合わせ先〉

東扇島堀込部工事安全管理事務所

044-276-8531

(川崎市港湾局川崎港管理センター整備課

044-288-3132)